

課税事業者と免税事業者のオーガナイザーによるルーム売上分配イメージ比較例

課税事業者例

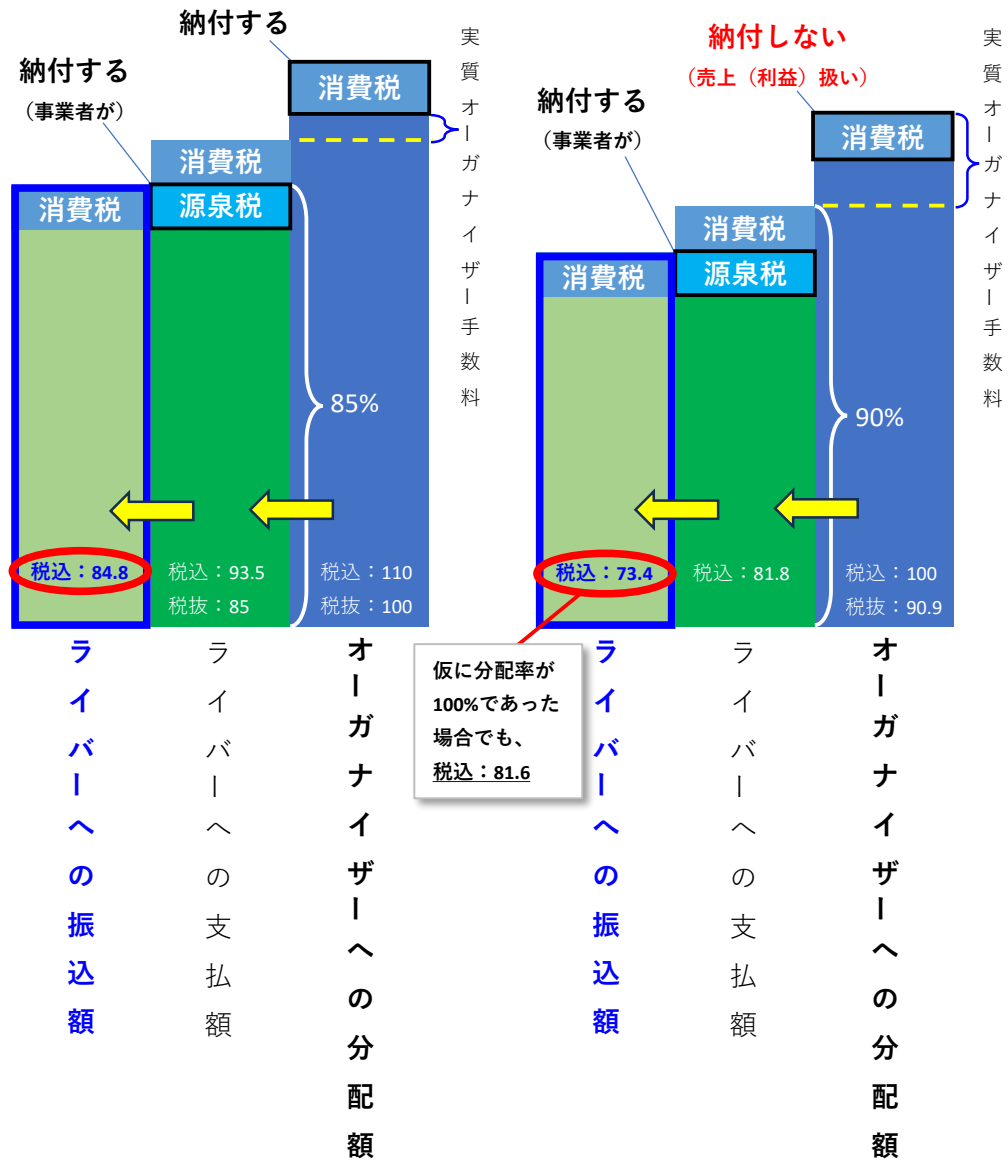
(適格請求書(インボイス)発行事業者)

例：分配率85%

免税事業者例

例：分配率90%

<オーガナイザーへの分配額が100の場合>



<ポイント整理>

- ・ 課税事業者と免税事業者では、仮に全く同じルーム売上であったとしても、オーガナイザーへの分配額(割合)が異なる。(免税事業者の方が(実質消費税額分)少ない) = 上記イメージ図で、分配元となる箱のサイズが異なるイメージ。(右が小さい)
- ・ プレミアムライブチケット、タイムチャージの各売上も同様に異なる。
- ・ 課税事業者は消費税を納付し、免税事業者は納付しない。(売上(利益)扱いとなる)
- ・ それぞれ違う種類の事業者であり、支払いや税金の納付の扱いが異なり、オーガナイザーへの各分配額も異なるため、表面的な分配率だけでは、トータルのフリーライバーへの支払額や振込額がどちらが多い/少ないかの判断はパッと見わかりにくい、いろいろな場面において、法人は課税事業者であることが望ましい風潮ではある。

なお、強いてフリーライバーを同様に表すと、上記イメージ図の、左(課税事業者)の、概ね70~72%程度と推察。(あくまで、過去事例のヒアリング等を踏まえた推察)

※イメージをシンプルに表現するため、経過措置、仕入税額控除は概ね丸め(考慮外)、振込手数料は省略。また、フリーライバーは便宜上課税事業者として表現。

※参考）課税事業者（適格請求書（インボイス）発行事業者）か免税事業者かの確認方法：

①法人検索で法人番号を確認

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

②法人番号で適格請求書発行事業者を検索

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

（登録されていない場合、ヒットしない（エラーと表示される））